

医療費未収金回収業務委託について（お知らせ）

独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう暴飲では、一定期間を経過してもお支払いのない診療費等につきまして、下記の弁護士事務所へ委託しております。

つきましては、病院からの再三の請求に対してお支払いいただけない方には委託先の「紀尾井町東法律事務所」または「弁護士法人エジソン法律事務所」から支払いについてご連絡いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

委託先 弁護士事務所 紀尾井町東法律事務所

所在地 東京都千代田区麴町 3-7 半蔵門村山ビル 3 階

委託先 弁護士法人エジソン法律事務所

所在地 東京都千代田区神田錦町 1-8-11 錦町ビル井町 3-27 錦町ビルディング
4 階・8 階

独立行政法人地域医療機能推進機構

可児とうのう病院

令和 7 年 4 月 1 日